

田辺市団体旅行特別誘致促進事業費 補助金交付申請について

補助対象（期間等）

令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に、田辺市内にバス1台につき10名以上で1泊以上する旅行を催行いただける旅行業者等に対して下記の助成を行います。

補助額

バス1台につき **30,000** 円（最大3台 90,000 円まで）

※期間中においても、補助金交付見込み額が予算額に達した場合は、それ以降の補助は行いません。（先着受付順になります。）

※補助金は期間を通して一団体あたり3台までといたします。

（旅行会社による募集型企画旅行の場合、一企画あたり3台まで）

※田辺市教育旅行・スポーツ合宿等特別誘致事業費補助金との併用はできません。

補助金交付までの事務的な流れ

補助金交付申請書（様式第1号）を

田辺市観光振興課（以下「観光振興課」という。）へ提出（申請）

添付書類

- ・旅行行程表
- ・旅行の日程が記載されている書類（パンフ、チラシ等）

【要綱・交付申請】

田辺市観光振興課HPよりダウンロードしてください。
<http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/hojojigyo.html>

観光振興課で申請を受け内容を審査し、適当と認めるとき
交付決定通知書（様式第2号）により旅行業者等へ通知

旅行業者等は、交付決定を受け団体旅行を実施

旅行業者等は**実績報告書兼交付請求書（様式第5号）**を観光振興課へ提出

添付書類

- ・参加者の宿泊に係る**領収書**の写し（請求書や旅行券は不可）
- ・実施旅行の旅程が記載されている書類（パンフ、チラシ等）
- ・バス2台以上で実施した場合は、その台数を証明できる書類（様式第6号）

観光振興課で実績報告書兼交付請求書の内容を審査し、適当と認めるとき
額の確定を通知（様式第7号）するとともに、補助金を交付

お問合せ先

田辺市観光振興課

[所在地：〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地]

TEL:0739-26-9929 FAX:0739-22-9903

Mail:kankou@city.tanabe.lg.jp HP:http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/index.html

